

令和7年12月26日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 山本 倫久

ばれいしょでん粉及び繭に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件について、令和7年度の初日から令和7年11月末日までの期間における関税暫定措置法別表第1の6の16の項に定める物品（ばれいしょでん粉）及び同法別表第1の6の28の項に定める物品（繭）の輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの期間に輸入される当該物品について、下記のとおり特別緊急関税が課されることとなりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしくお願いたします。

記

該当品目（関税暫定措置法別表第1の6の16及び28の項に定める物品）	統計品目番号	関税率		
		発動前 (WTO協定税率) (a)	上乗せ分 (WTO税率の1/3) (b)	発動後 (a + b)
ばれいしょでん粉	1108.13-099	119円/kg	39.67円/kg	158.67円/kg
繭	5001.00-090	2,523円/kg	841円/kg	3,364円/kg

(注)

関税割当てを受けて輸入される物品については関税暫定措置法第7条の3第2項第1号の規定により、また、特別緊急関税発動前に本邦に向けて送り出された物品については同項第6号の規定により、それぞれ特別緊急関税の課税対象外となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313) までお問い合わせください。